

気象警報が発令されている場合の措置について（入学のしおりより）

「警報」発令時における対応

台風をはじめとする気象の変化にともなう登下校について、下記のとおりとします。

なお、橋本高等学校とは若干対応が異なりますので、注意してください。

① 自宅待機となる場合

午前6時30分現在で橋本市又は居住地や通過する市町に
「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」のいずれかの警
報が発令されている



自宅待機

※橋本市に発令されていない場合、平常授業は行いますが、自宅待機の生徒については、欠席扱いとはなりません。

※市町の情報は、NHKテレビ（和歌山）、和歌山放送ラジオ（WBS）、気象台等の Web ページ、天気予報（Tel 177）及び和歌山地方気象台（Tel 073-422-1328）などで入手してください。

なお、民放テレビ等で紀北地域と表示されている場合、他の方法で市町別の発令状況を確認のうえ、市町別を優先してください。

② 警報解除への対応

平常授業日は、午前10時30分（午前中授業日は午前8時30分）までに、上記の警報が解除された場合は、解除時刻から約2時間後に授業を開始しますので、当日の全授業の準備をして登校してください。ただし、居住地により状況が異なりますので、その際の安全確認は各家庭で行い状況判断をしてください。局地的な危険状態・交通事情等で登校できない生徒については、出席扱いとします。

③ 解除されなかった場合

午前10時30分（午前中授業日は午前8時30分）時点において、橋本市の警報が解除されない場合は、休校としますので、自宅学習を行ってください。

④ 登校後の警報発令に際して

状況をふまえながら、下校、授業の継続等の判断をします。